

## 延岡市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の特例に関する条例

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第3号）第3条第2項の規定にかかわらず、議長にあつては月額500,000円と、副議長にあつては月額456,000円と、議員にあつては月額420,000円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条例別表第2に定める額とする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。